

回覧印	代表者	管理者	従業員等

【重要】

経営者、運賃交渉担当者の方へ
回覧をお願いします。

適正化事業課だより (第136号)

令和5年10月31日
(公社)熊本県トラック協会
適正化事業課

国土交通省意見募集窓口（目安箱）の活用について

～国土交通省～

さて、国土交通省では本年6月の「物流革新に向けた政策パッケージ」、10月の「物流革新緊急パッケージ」に基づき、関係行政機関と連携しながら取り組みが進められております。

その一環として、国土交通省では11月・12月を「集中監視月間」と位置づけ、恒常的な長時間の荷待ちや運賃・料金の不当な据置きなどの違反原因行為を行っている疑いのある荷主等に対しては、貨物自動車運送事業法附則に基づく措置を発動するなど、監視の強化が行われます。

本年7月に創設された「トラックGメン」によるこれまでの実績は、荷主要請5件、働きかけ120件の状況で、11月～12月の集中監視月間ではトラック事業者へ荷主による違反原因行為の調査、調査結果を踏まえた「働きかけ」「要請」「勧告公表」が集中的に実施されます。

つきましては、集中監視月間が始まるタイミングを捉えて、国土交通省に設置されている意見募集窓口（目安箱）をご活用いただきますようお願いいたします。

積込先、配送先で困りごと、ありませんか。

国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/>)

⇒目安箱 (<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>)

恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招く恐れがあります。



無理な到着時間の設定

最高速度違反を招く恐れがあります。

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招く恐れがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。